

平成20年度 税制改正動向と生命保険提案

相続税の改正編

中小企業経営者のみならず、富裕層も直撃！

遺産取得課税方式の採用で 相続対策に 保険活用のチャンス

税理士・染宮勝己

前月号(5月号)特集では、平成20年度税制改正大綱等をもとに、改正動向のうち企業経営者の関心の高い「事業承継税制」について述べた。今月号特集では、事業承継税制を実施するにあたって、現在、検討されている「相続税の課税方式」の改正動向について解説してみたい。改正が実施されれば、じつに50年ぶりの大改革となり、中小企業経営者のみならず富裕層をはじめとする相続税の課税対象者すべてに影響する大改正となるであろう。事業承継税制と同様、相続税の改正についても現時点では詳細は明らかにされていないが、相続対策に生命保険を活用できる機会が増えるであろうことは明白であり、生保営業マンは、来るべき改正に備えてこのチャンスをぜひとも活かしてほしい。

編集部より.....

今月号および前月号(5月号)の特集記事は、5月号付録小冊子『平成20年度税制改正と生命保険活用』(著者は本特集と同じく染宮勝己先生)との連動企画です。本特集に加え、5月号特集、同付録小冊子も併せてお読みになられることをお勧めいたします。

「事業承継税制」と「相続税の課税方式」、2つの改正で中小企業経営はどう変わる？

平成20年度 税制改正と生命保険活用

中小企業の事業承継支援策として注目される「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」。さらには、50年ぶりの相続税制の大改革と言われる「遺産取得課税方式への変更」を中心に、企業経営者が知っておきたい事業承継と相続にかかわる税制改正動向と生命保険活用法をタイムリーに解説。経営者への情報提供ツールとして最適な1冊です。

- 第1章 事業承継税制
- 第2章 「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」について
- 第3章 遺産取得課税方式
- 第4章 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(民法の特例法)
- 第5章 政府税調の答申案を見てビックリ!

仕様●B5判/32ページ/本文2色刷り 定価●525円(税込) 著者●税理士 染宮勝己

好評 発売中!



注目! 事業承継税制や相続税の改正について もっと知りたい方へ

染宮勝己の日本縦断セミナーが開催

『50年ぶり! 相続・事業承継の大改正』

6月6日(東京)、9日(大阪)、10日(名古屋)、26日(仙台)に染宮先生のセミナーが開催されます。お申し込み受付中!

詳しくはWebで!

染宮教育総研

<http://www.fp-somemiya.co.jp/>

(承前)

第6章 遺産取得課税方式の特徴と問題点

(1) 相続税の課税方式の種類

相続税の課税方式の種類としては、3つの方式がある。その3つとは、以下のとおりである。

- ①遺産課税方式
- ②遺産取得課税方式
- ③法定相続分課税方式(併用方式)

現在、わが国日本が採用している課税方式は、「法定相続分課税方式(併用方式)」である。

しかし、この方式は昭和33年から採用された方式であり、それ以前、つまり昭和32年までは、「遺産取得課税方式」が採用されていたのである(図表1参照)。

(2) 法定相続分課税方式から遺産取得課税方式へ

平成20年度税制改正大綱では、平成21年度から相続税の課税方式を従来の「法定相続分課税方式」から「遺産取得課税方式」に改正することを検討すると定められている。

それぞれの相続税の計算方法を簡単に説明すると、次のようになる。

●法定相続分課税方式

相続財産全体から基礎控除、評価減等を控除して課税価格を計算し、それを法定相続分で分けて、税率を乗じ、それを合計して相続税の総額を決め、その税額を各相続人が実際に取得した財産の割合で按分する方式

●遺産取得課税方式

相続人それぞれが実際に相続した財産の額に応じて各人の相続税を計算する方式

図表1 相続税の課税方式の種類

課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	併用方式(法定相続分課税方式)
概要	遺産全体を課税物件として、例えば、遺言執行者を納税義務者として課税する方式 贈与については、贈与者課税	相続等により遺産を取得した者を納税義務者として、その者が取得した遺産を課税物件として課税する方式	我が国が採用している方式で、相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって算出し、各人の取得財産額に応じて課税する方式
採用国	アメリカ、イギリス	ドイツ、フランス(昭25~32 日本)	日本(昭和33~)
考え方	被相続人の一生を通じた税負担の清算を行い、被相続人が生存中に蓄積した富の一部を死亡に当たって社会に還元するという考え方	偶発的理由による富の増加に担税力を見出して相続人に課税することにより、富の集中の抑制を図るという考え方	遺産取得課税方式を基本として、当該方式のもつ欠点を法定相続分課税の導入により解消しようとする考え方
特色	①遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じない。 ②個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じて累進税率が適用されず、各々の担税力に応じた課税という点で限界がある。	①個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じた累進税率を適用することができ、各々の担税力に応じた課税をすることができる。 ②遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じる。 (※)例えば、相続人が多く、かつ、均分で相続する場合の方が、そうでない場合よりも税負担の総額は低くなる。	それぞれの方式の長所を採り入れているが、 ①自己が取得した財産だけでなく、他の相続人が取得したすべての財産を把握しなければ税額の計算ができない。 ②相続により取得した財産の額が同額であっても法定相続人の数によって税額が異なる。

政府税制調査会資料より

(注) 事業承継税制・相続税等の改正については、まだ不明な部分が多数あります。また、政治情勢にもよりますが、平成20年度以降の税制改正動向によっては、今発表されている事項も含めて大きく変わる可能性があります。その点をご了承の上、お読みください。

(3) 両方式の特徴

① 法定相続分課税方式

この方式には、以下のような特徴がある。

- 相続財産の総額を把握しなければ税額の計算ができない
- 遺産分割内容に関わらず相続税の総額は変わらない
- 相続財産が同額であっても、法定相続人の数により相続税額が異なる
- 相続財産が未分割でも相続税の総額を計算できる
- 課税価格の減額措置が、その財産を取得しないものにも減税効果を及ぼす
- 相続人の1人の申告漏れにより、他の共同相続人にも追徴税額が発生する
- 連帯納付義務がある

② 遺産取得課税方式

この方式には、以下のような特徴がある。

- 各人が取得した財産だけで、正確な税額計算、申告が可能になる
- 法定相続人の数に関係なく同額の遺産を取得したものは同額の税負担となる
- その相続の減額措置は、その財産を取得した相続人の税額にだけ減税効果がある
- 遺産分割が決まらなると税額計算ができない
- 他の相続人の申告漏れにより、税額の変動はない
- 連帯納付義務はない

この遺産取得課税方式は、(1) 相続税の課税方式の類型で述べたように、昭和32年まで採用されていた方式であり、その問題点も十分わかっていると思われるので、単なる遺産取得課税方式ではなく、その問題点を解決した遺産取得課税方式が採用されることが予想される。

いずれにしても、その詳細は正式な発表を待つことになる。

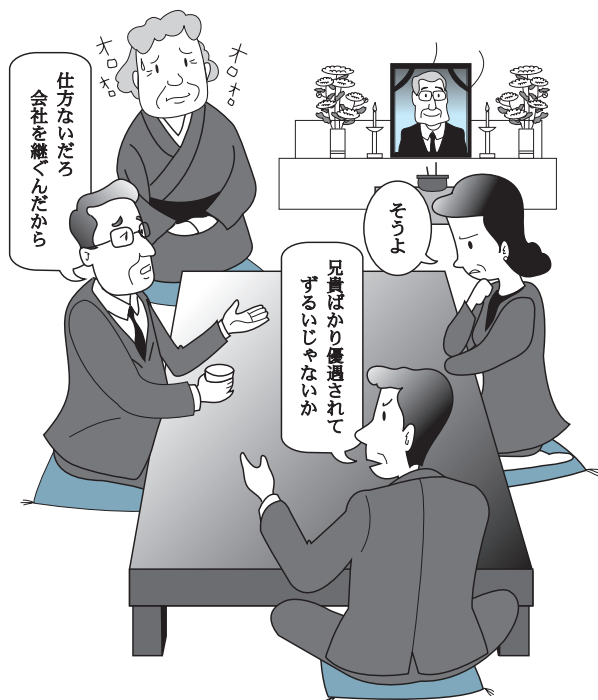
(4) 両方式の問題点 (現時点で考えられるもの)

「法定相続分課税方式」は評価減等のメリットを「相続人全員」が受けられるのに対し、「遺産取得課税方式」は評価減等が認められる財産を取得した「相続人のみ」がメリットを受けられる。

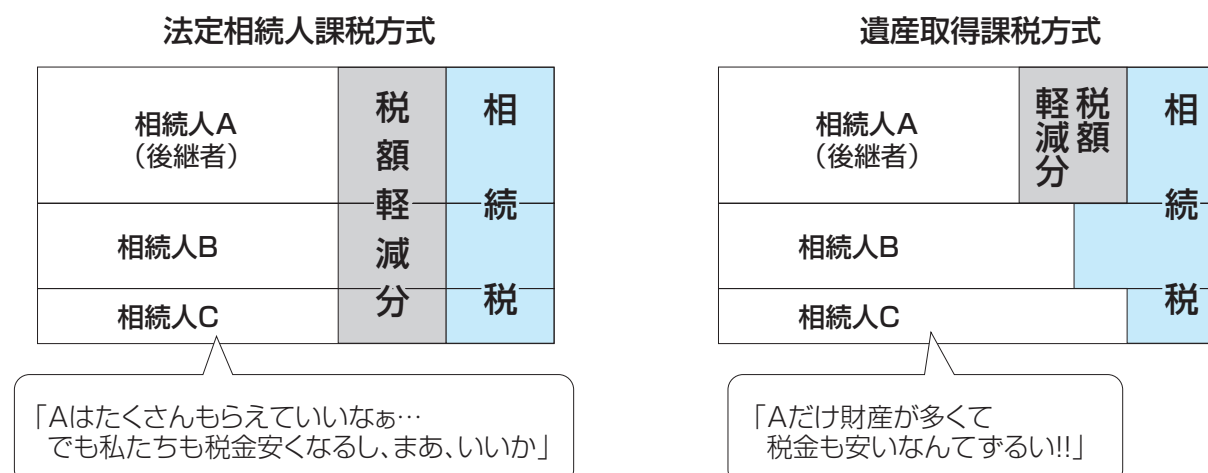
従って、遺産取得課税方式の場合には、「評価減等のメリットの独り占め」という事態が起こりうる（もちろん、その方がむしろ良いという考え方もあることから、課税方式の改正が検討されているのだが）。

特に、前月号で述べた「納税猶予制度」の適用を受けると、対象となる自社株の評価額の80%に係る相続税が納税猶予を受けられるため、「財産は多く、相続税は少ない」というように見えてしまう（実際に減税になったわけではない）。

後継者は、他の相続人に比べ、多額の財産を相続したとしても、自社株を相続している場合には、自社株について納税猶予を受けられるので、納付すべき税額が少なくなるケースが起こることになる。しかし、他の相続人は、自社株の納税猶予のメリットは受けられないのである。



図表2 2つの計算方式における、税額軽減分等のイメージ



これは、事業承継を無事に行うための制度なので、やむを得ないわけであるが、他の相続人には、後継者だけが有利に見えてしまい、遺産分割でもめる場合も考えられる。

現行の法定相続分課税方式、改正が検討されている遺産取得課税方式、この2つの計算式における税額軽減分等のイメージを図に表すと、図表2のようになる。

第7章 遺産取得課税方式で予想されること

この改正については未確定の部分が多く、詳細は平成21年度の税制改正大綱を待つことになるが、現時点で予想されることは次のとおりである。

- 課税方式の改正に伴う相続税額の上昇つまり、
 - 相続税が高くなる可能性がある
 - 課税方式の改正により、相続税の納税猶予や減税措置を原因とした相続争いが起こる恐れがある
- というのが、「遺産取得課税方式」の問題点なのである。

(1) 相続税が高くなる？

課税方式が「遺産取得課税方式」になるのに合わせ、全体的に相続税が高くなるといわれている。

遺産取得課税方式は、相続人個人に対し、それぞれが相続した財産に応じて相続税が課税されるというものである

から、基礎控除額の改正がどうなるか、まだわからないが、多くの財産を受け継いだ人は超過累進税率により相続税が高くなる予想されている。当然、取得財産が少ない場合は低くなる場合もある。

従って、今までどおりの対策で安心していると、納税資金が足りなくなる可能性があるといえる。

(2) 税額軽減でもめる？

もうひとつ重要なのが、評価減や税額軽減の規定と遺産分割の関係である。

従来の「法定相続分課税方式」の場合、評価減が認められる場合は、全体の相続税が下がった（例えば「小規模宅地の評価減」等）。

しかし、「遺産取得課税方式」の場合、その財産をもらった人だけが評価減を受けられることになる。